

量水器取替業務仕様書

(基本事項)

- 1 業務に当たっては、契約書及び本仕様書並びに、水道事業に関する法令、前橋市水道事業給水条例（平成 5 年前橋市条例第 19 号）、前橋市水道事業給水条例施行規程（平成 5 年前橋市水道局管理規程第 7 号）、前橋市個人情報保護条例（平成 9 年前橋市条例第 46 号）、その他関係法令に従い、良識をもって公序良俗のもとに責任履行をすること。

(取替作業期間)

- 2 水道使用量の検針に係る事前データ作成に影響するため、受注者は、発注者の指定した検針月による取替期間に取替作業を行うものとする。ただし、受注者が、使用者との日程調整等によって指定した期間外に取替を行わなければならないときは、発注者に報告し、承認を得たうえで、取替を行うことができるものとする。

(サービス事項)

- 3 取替作業に当たっては、次の事項を遵守すること。
 - (1) 発注者が発注した業務の受託者であることを明示した腕章を着用すること。
 - (2) 使用者から不信を抱かれないような身なりとすること。
 - (3) 訪問の際は、挨拶を行い、在宅のときは無断で作業着手しないこと。

(取替の事前周知)

- 4 受注者は、取替を予定した日の概ね 1 週間前に、「水道メーター取替（交換）のお知らせ」に取替作業予定日（または期間）を記入して取替対象者宅に配付し、事前にお知らせをする（お知らせ配付当日の取替は原則として行わない。）ものとする。

(取替実施日の調整等)

- 5 取替には使用者の立会いを必要としないが、営業使用の場合や使用者から希望日時の連絡があった場合は、受注者において実施日時を調整するものとする。

(量水器の保管)

- 6 受注者は、盗難予防のため、取付する量水器及び取外した量水器を施錠できる場所に保管しなければならない。

(取替作業に当たっての注意事項)

- 7 受注者は、次の事項に留意のうえ、取替作業を行うものとする。
 - (1) 訪問挨拶により、使用者が在宅であるか否か、水道使用中であるか否かを確認し、

在宅の場合は、承認を得て作業を開始する旨及びおおよその断水時間を伝えること。

- (2) 取替対象の水栓番号、メーター口径、メーター記号番号及び指針を確認するとともに、量水器のパイロットを確認し、使用の有無、漏水の有無を確認すること。
- (3) 該当の量水器を取り外す前に、量水器のメーター器に表記してある通水方向矢印（メーター表示部分及びボディ）を確認しておき、同じ方向で取付すること。
- (4) 小口径量水器のナットの開閉に当たっては、工具を二つ使用するなどの方法により、直結止水栓のパッキンに影響を与えないよう（直結止水栓を動かさないよう）行うこと。
- (5) 取替後は、通水し、濁水の排水を行い、パイロットが正常に作動しているか確認すること。また、現場をきれいに清掃すること。
- (6) 取替完了後、「取替メーター指針票」及び「水道メーター取替完了報告書」に記入して、「取替メーター指針票」は取付メーターの蓋に挟み置きし、「水道メーター取替完了報告書」は、在宅の場合は使用者へ取替の完了を報告するとともに手渡しし、不在の場合は差し置きするものとする。
- (7) 漏水またはその他の事由で取替ができなかった場合は、「水道メーターの取替について（お知らせ）」に記載して、使用者に手渡し又は差し置きの方法によりお知らせすること。

（鉛製給水管取替工事の案内）

- 8 受注者は、量水器取替にあたり、鉛製給水管があることを確認したときは、「鉛製給水管取替置工事について（ご案内）」を、使用者へ手渡し又は差し置きの方法により、案内するものとする。

（取替不能案件の報告）

- 9 受注者は、取替できなかった案件については、その事由とその事由に係る遠景及び近景の画像を添えて、発注者へ報告すること。なお、一次側の漏水量が多いなど緊急を要する場合は、事前に口頭で連絡すること。

（取替帳票の作成）

- 10 受注者は、次の帳票を作成して、発注者の指定した日に提出すること。
 - (1) 量水器取替依頼票及び量水器作業実施結果 OCR 入力票
左側「量水器取替依頼票」に赤ボールペンで作業結果を記入し、右側の「量水器作業実施結果 OCR 入力票」に、黒鉛筆（HB）でOCR手書き文字見本により正確に転記すること。
 - (2) 水道メーター番号表
お客様番号、取付月日、工事店名を記入すること。

(取外し量水器の納品)

- 11 受注者は、取外した量水器を洗浄し、「水道メーター番号表」の順に格納箱に並べ、発注者が指定した日に納品すること。

(業務完了報告等)

- 12 受注者は、契約書の定めるところにより、納品月ごとに業務完了報告書を発注者へ提出すること。

(取替完了後の苦情対応等)

- 13 使用者又は所有者から量水器の取替による漏水、その他の苦情があった場合は、受注者の瑕疵担保責任に於いて速やかに対応すること。

(協議)

- 14 契約書及び本仕様書に定めのない事項、又は疑義のあるときは、発注者と受注者が協議し、対応する。

水道メーターの取替（交換）のお知らせ	4 ページ
取替メーター指針票	5 ページ
水道メーター取替完了報告書	5 ページ
水道メーターの取替について（お知らせ）	6 ページ
鉛製給水管取替工事について（ご案内）	7 ページ
量水器取替依頼票・量水器作業実施結果 OCR 入力票	8 ページ
水道メーター番号表	8 ページ
月別・口径別量水器取替計画書	9 ページ
工程表兼引渡期日、請求月等一覧表	10 ページ

水道メーターの取替（交換）のお知らせ

前橋市水道局より

水道メーターの取替（交換）のお知らせ

- 水道メーターは、計量法施行令第 18 条により使用期限が 8 年と定められています。前橋市では、この期間を過ぎないように計画的に取替（交換）を行っています。
- 取替費用は必要ありません。（無料）
- 立会いの必要はありません。

お客様の取替作業は、下記の期間に予定しています。

令和	年	月	日	から	令和	年	月	日
令和	年	月	日	から	令和	年	月	日
令和	年	月	日	から	令和	年	月	日

※天候等により延期させていただくことがあります。

- 取替作業は、前橋市水道局が委託した事業者が、腕章を着用してお伺いします。
- 取替作業にあたり、お客様の敷地に立ち入ることをご了承願います。
- 取替作業中は、約 10 分から 20 分程度水道の使用ができなくなります。交換後、最初に水道を使用されるときは、空気の混入や濁り水が一時的に起こりますので、少しの間、水を出してからご使用をお願いします。
- 立会いの必要はありませんが、立会いや交換日時のご希望がある場合は、お手数ですが下記「取替担当事業者」へご連絡ください。
- 水道メーターの上に物を置かないようお願いします。
- 取替が完了しましたら、書面によりお知らせします。

受注者等

（発注者） 前橋市公営企業管理者

受注者	取替担当事業者（指定給水装置工事店）
前橋市管工事協同組合 電話：027-251-7509	

皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

（担当部署） 前橋市水道局水道整備課給水装置係
電話：027-898-3037（直通）



取替メーター指針票

取替メーター指針票	
月	日取替
取外メーター形式(口径・番号)	
m/m No.	
新指針	m ³
旧指針	m ³
作業者	

水道メーター取替完了報告書

水道メーター取替完了報告書

年 月 日、水道メーターの取替を行いました。
お気づきの点やご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

取付水道メーター指針	m ³
取外水道メーター指針	m ³

- ☐ 通水してあります。ご使用の際は、空気や錆が蛇口から出る場合がありますので、蛇口から水を出して、様子を見てご使用ください。

お問い合わせ先(取替実施事業者)

所管課: 前橋市水道局水道整備課給水装置係 電話: 027-898-3037(直通)

水道メーターの取替について（お知らせ）

水道メーターの取替について（お知らせ）

年 月 日、下記理由により水道メーターの取替ができませんでした。

- ☐ 二次側（メーターより蛇口側）で漏水しています。前橋市水道局指定工事店に修理を依頼してください。修理費用は、お客様のご負担です。
- ☐ 一次側（メーターより道路側）で漏水しています。後日、水道局が調査に伺い、水道局の費用負担で修理します。
- ☐ 敷地内に入れませんでした。後日、再訪問したいので、ご都合の良い日時を下記お問い合わせ先へお知らせください。
- ☐ その他

お問い合わせ先（取替実施事業者）

所管課：前橋市水道局水道整備課給水装置係 電話：027-898-3037（直通）

鉛製給水管取替工事について（ご案内）

前水水整
年 月 日

水道ご使用者様

前橋市公営企業管理者
(公印省略)

鉛製給水管取替工事について（ご案内）

日頃より、水道事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、量水器（水道メーター）につきまして、取付交換に伺いましたところ、お客様の使用する給水装置（給水管）に鉛管が使用されておりますのでお知らせいたします。

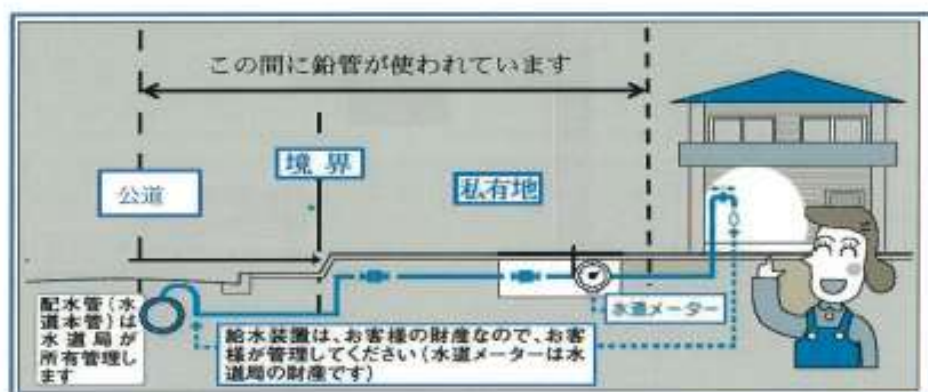
鉛管は加工がしやすく、日本国内では戦前から広く使用され、給水装置の一部材料として長年（平成2年6月まで）使用されてきましたが、近年、老朽化等による漏水の原因になることも多く、また水道を長時間使わなかった場合、水道水の中にごく僅かに鉛が溶け出す可能性があるため取替えをお勧めしています。

給水装置はお客様の財産ですので、取替え費用は個人負担となりますが、負担軽減を図ることを目的に水道局では「鉛製給水管取替工事助成制度」を創設しております。

現在使用の給水装置の取替え工事を行う際は、水道局の認定を受けている給水装置工事指定工事店へご依頼いただき、「鉛製給水管取替工事助成制度」を利用する旨をお伝えください。

【鉛製給水管取替工事助成制度の内容】

給水装置（水道本管の取出から水栓まで）の部分で、使用されている鉛管をすべて取替する工事費用に対し、2分の1以内で上限150,000円を助成します。



(問合せ先) 前橋市水道局水道整備課給水装置係
電話 027-898-3037 (直通)
電話 027-234-5511 (代表)

お客様番号	検針額	検針月	発行 No
量水器取替依頼票 ()			処理欄
給水装置の設置場所	使用者氏名	電話	
所有者氏名	電話		
受水槽有無	容量	m ³	住宅地 園 頁
量水器取外し情報			
口径	再生区分	メーター番号	検読年月
メーター位置	目標	①取外し時の指針	m ³
量水器取付け情報			
②口径	③メーター番号		⑦メーター位置に○印
mm	—		北 12 ▲
④取付け時の指針	m ³		7 8 9
⑤作業実施の日付	年 月 日		13 4 5 6 11
⑥目 標	1	2	3
番号に○印	受水槽	門	3
	玄関	台所	4
	庭	車庫	5
	物置	木戸	6
	表口	事務所	7
	臨時	その他	8
作業結果	0. 作業完了(備考)		9
	1~9. 作業不能(1. メーター設置場所不明 2. 施設 3. 不在 4. 止水栓不明 5. 積荷 6. 取替済 9. その他)		10
⑧施工者番号	施工者名		14 その他

※赤ボールペンで記入してください。

前 橋 市 水 道 局

前橋市水道局

口径 mm	年 月 日				箱No.		
No.	メーター番号	検定満期	町（行政区）番号－整理（水栓）番号	取付月日	取付理由： ○丸を付す	取扱者	支 払
1			-	/	新設.縮径.検満. 開始.		
2			-	/	新設.縮径.検満. 開始.		
3			-	/	新設.縮径.検満. 開始.		
4			-	/	新設.縮径.検満. 開始.		
5			-	/	新設.縮径.検満. 開始.		
6			-	/	新設.縮径.検満. 開始.		
7			-	/	新設.縮径.検満. 開始.		
8			-	/	新設.縮径.検満. 開始.		
9			-	/	新設.縮径.検満. 開始.		
10			-	/	新設.縮径.検満. 開始.		

月別・口径別量水器取替計画書

口径	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	計
6 月	600	60	5	24	10	5		704
7 月	700	60	5	24	10	5	2	806
8 月	700	60	5	24	10	5	2	806
9 月	820	75	11	32	20	5	2	965
10 月	831	77	7	32	20	5	2	974
11 月	820	70	6	28	11	5	1	941
12 月	700	60	5	24	10	5		804
1 月	700	60	5	24	10	5		804
2 月	300	30	2	12	5			349
計	6,171	552	51	224	106	40	9	7,153

工程表兼引渡期日、請求月等一覧表

一部完了 報告月	業 務 内 容	引 渡 期 日	部 分 払 額	支 払 月	摘 要
6	量水器取替	6/30	完了数量に単価を 乗じた金額	7 月	
7	量水器取替	7/31	完了数量に単価を 乗じた金額	8 月	
8	量水器取替	8/29	完了数量に単価を 乗じた金額	9 月	
9	量水器取替	9/30	完了数量に単価を 乗じた金額	10 月	
10	量水器取替	10/31	完了数量に単価を 乗じた金額	11 月	
11	量水器取替	11/28	完了数量に単価を 乗じた金額	12 月	
12	量水器取替	12/26	完了数量に単価を 乗じた金額	1 月	
1	量水器取替	1/30	完了数量に単価を 乗じた金額	2 月	
2	量水器取替	2/27	完了数量に単価を 乗じた金額	3 月	